

1. 議事日程（令和3年第3回北広島町議会定例会）

令和3年9月6日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	報告第7号	令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第5	報告第8号	放棄した債権の報告について
日程第6	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度北広島町一般会計補正予算(第5号))
日程第7	議案第67号	令和2年度北広島町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第8	議案第68号	令和2年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9	議案第69号	令和2年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	議案第70号	令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	議案第71号	令和2年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12	議案第72号	令和2年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13	議案第73号	令和2年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14	議案第74号	令和2年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15	議案第75号	令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16	議案第76号	令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17	議案第77号	令和2年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第18	発議第5号	決算審査特別委員会の設置について
日程第19	議案第78号	北広島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
日程第20	議案第79号	過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例
日程第21	議案第80号	北広島町手数料条例の一部を改正する条例
日程第22	議案第81号	北広島町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第23	議案第82号	町道の路線の認定について
日程第24	議案第83号	令和3年度北広島町一般会計補正予算(第6号)
日程第25	議案第84号	令和3年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第26	議案第85号	令和3年度北広島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第27	議案第86号	令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
日程第28	議案第87号	令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第29	議案第88号	令和3年度北広島町電気事業特別会計補正予算(第1号)
日程第30	議案第89号	令和3年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算(第1号)
日程第31	議案第90号	令和3年度北広島町診療所特別会計補正予算(第1号)
日程第32	議案第91号	令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算(第1号)
日程第33	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	6番 山形しのぶ
7番 美濃孝二	8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳
10番 服部泰征	11番 宮本裕之	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	池田庄策
芸北支所長	楨原ナギサ	大朝支所長	小椿治之	豊平支所長	細川敏樹
危機管理課長	野上正宏	総務課長	川手秀則	財政政策課長	植田優香
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	沼田真路	税務課長	矢部芳彦
町民課長	大畑紹子	福祉課長	芥川智成	保健課長	迫井一深
農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	中川克也	建設課長	竹下秀樹
上下水道課長	寺川浩郎	消防長	日田靖成	学校教育課長	植田伸二
生涯学習課長	西村豊	会計管理者	細居治	代表監査委員	山根千昭

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 小川友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。8月9日に接近した台風9号、11日からの停滞前線による大雨は本町に甚大な被害をもたらしました。被災者の方々には心よりお見舞い申し上げます。また、災害ボランティアとして土砂の撤去等の作業に当たられました方々に対し、深く敬意を表します。一日も早い復旧・復興が進められ、平穏な日常生活が営まれることを切に願うものであります。また連日、コロナ感染が拡大状況にあります。町民一丸となって感染予防対策を講じてまいりましょう。さて、さきの議会運営委員会において省エネ対策の取組の一環として、服装をクールビズに努めることといたしました。暑い方は上着をとっていただいても結構です。併せて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においてもマスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行をさせていただきます。提案説明や質疑、答弁を行う際もマスクをしたまま、はっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回北広島町議会定例会を開会します。これから本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、宮本議員、1番、亀岡議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定について議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月24日までの19日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（湊俊文） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は配付しておりますとおりですが、その中から1点申し添えます。8月21日、赤羽国土交通大臣、湯崎広島県知事が千代田地域の本地地区及び南方地区の豪雨による被災箇所を視察され、箕野町長と同行し、その際に、令和3年8月豪雨災害に対する緊急要望書を提出しまして、早期復旧について格段の措置を講じていただくようお願いをいたしました。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は、別紙請願・陳情受付簿のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託をいたします。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。以上で、議長報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 皆さん、おはようございます。行政報告の前に先月発生しました大雨による大規模災害について報告を申し上げます。8月9日に最接近した台風9号に引き続き、前線の停滞により8月19日の警戒レベル解除まで、町内全域、特に千代田地域と豊平地域においては8月の総雨量が800ミリを超え、警戒レベル5、緊急安全確保を発令するなど、これまでに経験したことのない大雨と長雨になりました。幸いにも人的被害はありませんでしたが、土石流の発生や河川の氾濫による家屋の倒壊や床上・床下浸水、護岸などの崩落や農地への土砂流入など、多くの被害が発生をしました。現時点で確認しているところでは、家屋等被害が133件、農作物等被害が40ヘクタール、農業・林業施設等被害が155件、公共土木施設被害が609件となっております。被災された方々にお見舞い申し上げますとともに、町としましても全力を挙げて早期の復旧に向けて取り組んでまいります。コロナウイルス感染拡大と、この大雨災害を町民の皆さんとともに力を合わせ乗り越えてまいりたいと考えております。よろしくをお願いいたします。それでは行政報告をいたします。2ページをお願いします。危機管理課の関係であります。地域防災力の強化として、広島テレビ放送株式会社と防災パートナーシップに関する協定を6月1日、株式会社テレビ新広島と災害に係る情報発信等に関する協定を6月9日にそれぞれ締結をしたところであります。新型コロナの関係では、令和2年、昨年の4月7日、緊急事態宣言から北広島町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、継続をしてきているところであります。現在、また広島県で緊急事態措置の実施に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策の強化ということで、8月27日から9月12日までを期間として取り組んでいるところあります。それから、災害警戒として、時系列としていろいろ書かせていただいておりますが、今回の災害規模は非常に大きく、全職員で対応してきたところがございます。次に7ページ、まちづくり推進課の関係であります。協働のまちづくりを推進していこうということで、きたひろ学び塾を中心に進めてきておるところありますが、コロナ禍の影響で計画どおり進んでいないという状況であります。8ページの一番下にスマホ教室ということで書かせていただいております。地域づくりセンターで取り組んでいるものがありますけれども、キャッシュレスの使い方などを中心に研修会をしているわけですが、非常に人気が高く予約がすぐいっぱいになるというような状況で、ニーズがあるというふうに認識をしております。今後とも、こういったところは力を入れていく必要があろうと考えております。次に、福祉課並びに保健課の関係であります。コロナ禍の中で、なかなか思いどおりな事業は進められてないところもありますけれども、できる範囲で一生懸命取り組んでいるところがございます。農林課の関係です。17ページをお願いします。森林経営管理制度、森林環境譲与税の取組でありますけれども、今年度は調査地区を芸北地域では細見、川小田で300

ha、千代田地域では川戸地区250haを対象に意向調査の実施、森林調査の実施を進めているところでございます。それから商工観光課の関係です。18ページをお願いします。コロナ禍の関係の対策でもありますが、頑張る飲食店応援金、頑張るきたひろ事業者応援金などに取り組んでいるところであります。また、本9月議会でも新たな対策についてご議論をいただく予定にしております。建設課の関係であります。21ページに災害関係のものを載せております。いずれも8月20日現在ということで記載をしております。令和元年の発生した災害復旧事業であります。これについては、ほぼ終了であります。令和2年発生災害の復旧事業については、工事はこれからというところであります。それから令和3年の7月に発生をしました梅雨前線豪雨災害ということで、ここに整理をさせていただいております。災害査定を申請をしていたところでもあります。8月の豪雨災害により、この中のものもさらに被害が拡大したというものもあり、全て8月災害にまとめてほしいということになりましたので、この7月災害のものは記載はしておりますが、これ以降変更になりましたので、なしということでご修正をお願いしたいと思います。全て8月豪雨の査定に入ってくるということになります。よろしく申し上げます。私からは以上であります。教育委員会関係については教育長より報告をいたします。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（池田庄策） 教育委員会から教育行政の報告を申し上げます。24ページをお開きください。まず、学校教育課でございますが、6月25日、8月5日、山県教科用図書採択地区協議会、同選定委員会を開催をしております。7月30日、第1回いじめ問題対策連絡協議会を開催いたしました。下のほうにまいります。町内で行っておりますコミュニティスクール学校運営協議会の開催をさせていただいております。次をお開きください。25ページでございます。安心安全な学校でございますが、八重小学校の体育館防水改修工事、それから八重東小学校のトイレ改修工事、同じく八重東小学校の擁壁等修繕工事、それから豊平中学校の1階多目的室女子トイレ改修工事設計業務、八重小学校の校舎、体育館屋根外壁等改修工事設計業務を行っております。次にまいります。26ページをお願いいたします。生涯学習課、まずオリンピック、ドミニカ共和国事前合宿誘致事業等でございますが、7月15日にドミニカ共和国選手とのオンライン交流で、芸北小学校で行っております。以下、ドミニカ共和国の料理の応援、手づくり旗、代表選手の成績でございますが、そこに記載しておりますけれども、ドミニカ共和国は、メダル獲得数が銀メダル3、銅メダル2、合計5でございます。それから、オリ・パラでございますが、7月15日に町内大朝在住の白砂選手がパラリンピック代表に内定をいたしまして、皆さんご存じのとおり、見事入賞をしております。27ページをお願いいたします。各生涯学習事業でございますが、記載のとおり、多くはコロナウイルスのための中止というふうになっております。教育委員会からは以上でございます。

○議長（湊俊文） 以上で、町長、教育長の行政報告を終わります。これをもって諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第7号 令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（湊俊文） 日程第4、報告第7号、令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案集の1ページをお願いします。報告第7号、令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 報告第7号、令和2年度決算における健全化判断比率、資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政政策課から報告いたします。なお、同法律に基づきまして、監査委員の審査を受けました結果は、別途配付されております審査報告書のとおりでございますので、併せてご覧ください。まず、健全化判断基準項目及び本町における早期健全化基準について説明いたします。実質赤字比率は、普通会計の赤字比率を示すもので、13.41%、連結実質赤字比率は全会計の赤字比率を示すもので、18.41%、実質公債費比率は、一部事務組合を含めた公債費に係る一般会計負担額を示すもので25%、将来負担比率は第3セクターを含めた負債額を示すもので350%であり、この4項目のうち1項目でも基準以上である場合、早期健全化団体として財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力により財政健全化を図ることが求められております。また、将来負担比率を除くさらに別に設定された財政再生基準の3項目のうち1項目でも基準以上である場合、財政再生団体として、財政再生計画を策定し、国などの関与により確実な再生を図らなければなりません。本町の数値を申しますと、実質赤字比率は一般会計、情報基盤整備事業特別会計を合わせた普通会計において実質収支が黒字であることから該当しておりません。連結実質赤字比率につきましても、普通会計に特別会計及び水道事業会計の全会計を連結した実質収支が黒字であり、該当しておりません。実質公債費比率は14.4%で、基準未満であり、前年度より0.2ポイント改善しております。町の全会計に一部事務組合及び第3セクターを含めた全負債額の比率である将来負担比率は69.8%で、基準未満であり、前年度からは4.2ポイント改善しております。次に公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計など4会計の決算において資金不足はありません。以上、本町は早期健全化基準を下回っており、資金不足比率も不足額を生じていないことを報告いたしますが、厳しい財政状況には変わりがないことから、今後とも計画的な財政運営に努めてまいります。また、この結果につきましては、広報紙やホームページ等で公表いたします。以上で、財政政策課からの報告を終わります。

○議長（湊俊文） これより質疑を行います。質疑はありませんか。これをもって質疑を終わります。これで報告第7号、令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第8号 放棄した債権の報告について

○議長（湊俊文） 日程第5、報告第8号、放棄した債権の報告について報告を求めます。

箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第8号につきまして概要を説明します。議案集の2ページをお願いします。報告第8号、放棄した債権の報告について。北広島町債権管理条例第15条第1項の規定により、町の非強制徴収債権を放棄したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 報告第8号の放棄した債権の報告について、集約を担当しております税務課からご報告いたします。令和2年度中に当該条例に基づき放棄しました非強制徴収債権は、水道料金、農業集落排水使用料の2つの債権です。内訳は、議案集の3ページをご覧ください。水道料金が3件、農業集落排水使用料が1件、調定年度はいずれも平成27年度分で、それぞれの債権額は記載のとおり、合計4件で4万5041円です。放棄しました債権は、いずれも消滅時効期間が満了しております。時効完成までに回収できなかった理由としましては、調査を尽くした結果、本人が所在不明で納付折衝ができない、また自己破産等で差し押さえることができる収入や価値のある財産もない等で、回収見込みがない債権でございます。いわゆる不良債権を整理し、町の債権管理を適切に行っていくための放棄の処分であり、ご理解のほどをお願いいたしまして、報告とさせていただきます。なお、令和2年度の町全体の未収債権、決算状況の資料を決算審査特別委員会資料として、議案集とともに配付をいたしておりますので、ご参考としてください。以上でございます。

○議長（湊俊文） これより質疑を行います。質疑はありますか。これをもって質疑を終わります。これで報告第8号、放棄した債権の報告について報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（湊俊文） 日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、承認第4号につきまして概要を説明します。議案集の4ページをお願いします。承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度北広島町一般会計補正予算第5号を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し、町議会の承認を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 承認第4号、専決処分の承認を求めることにつきまして、財政政策課からご説明いたします。別冊の令和3年度予算書、一般会計予算補正第5号をご覧ください。今回の補正におきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7500万円を追加し、予算の総額を143億8700万円として、8月25日に専決処分を行ったものでございます。主な内容は、8月11日から大雨による災害復旧のため、緊急に措置しなければならない事業費などを計上したものでございます。歳出事項別明細書の1、2ページからお願いいたします。3款民生費、5項災害救助費、災害救助費について、住宅の応急的修理のための工

事請負費595万円を、4款衛生費、2項清掃費、災害等廃棄物処理費について、災害ごみの処分等に係る経費として災害廃棄物処理事業に1705万2000円を、6款農林水産業費、1項農業費、農業基盤整備事業費について、補助対象とならない農地農業用施設などの復旧について緊急的に補助を行う災害地域施工支援事業に1000万円を、8款土木費、2項道路橋りょう費、道路維持費について道路維持修繕事業に200万円を、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費3年災害復旧費に係る査定設計書委託料4999万9000円を、同じく2項公共土木施設災害復旧費、3年災害復旧費に係る査定設計書委託料8999万9000円を追加するものです。なお、財源につきましては、財政調整基金繰入金、県支出金、寄附金を予定しております。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本件については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第67号 令和2年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから

日程第17 議案第77号 令和2年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第7、議案第67号、令和2年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第17、議案第77号、令和2年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの決算認定関係11議案を一括議題といたします。以上、11議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案集の6ページから16ページまでをお願いします。議案第67号、令和2年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第77号、令和2年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまで、11会計の決算認定議案について説明します。議案第67号から議案第77号までは、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。議案第77号は、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるとともに、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。よろしく願いをいたします。

○議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。次に、令和2年度北広島町一般会計・特別会計及び事業会計の決算審査11件について、山根代表監査委員から審査結果及び監査意見の報告を受けます。山根代表監査委員。

○代表監査委員（山根千昭） 代表監査委員の山根でございます。令和2年度北広島町決算審査報告を行います。さきに町長より依頼がありました令和2年度北広島町各会計の歳入歳出審査につきましては、去る7月28日から8月5日までの間で、実質6日間、森脇監査委員とともに審査を行いました。審査結果につきましては、お手元にお配りしております北広島町決算審査意見書のとおりであります。審査の手續と結果につきましては、町長より提出された各会計決算書並びに財産に関する調書に関して関連法令に適合して調製されているか否かについて、その関係帳簿とを照合し、併せてその予算執行状況について、関係各課より説明をいただき審査

を行いました。審査の結果でございますが、令和2年度北広島町各会計歳入歳出決算11件につきましては、関連法令に準拠し、調製されており、いずれも誤りのないものと認められました。意見書の2ページから8ページまでは、決算状況に係る総括意見を掲げております。9ページ以降は、一般会計の歳入歳出の予算執行状況、19ページ以降は特別会計、事業会計の予算執行状況について掲載をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。また、令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告書につきましても併せて提出しておりますので、申し添えておきます。以上をもちまして、監査委員の令和2年度北広島町決算審査報告とさせていただきます。令和3年9月6日、北広島町代表監査委員山根千昭。

- 議長（湊俊文） これをもって山根代表監査委員の報告を終わります。山根代表監査委員、森脇監査委員には、夏の大変暑い季節に長期にわたり審査をしていただきました。大変お疲れさまでございました。決算認定関係11議案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 発議第5号 決算審査特別委員会の設置について

- 議長（湊俊文） 日程第18、発議第5号、決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。先ほど町長より提案のありました令和2年度北広島町決算認定関係11議案については、さきの議会運営委員会で協議され、決算審査特別委員会を設置し、審査を付託するよう決定されました。したがって、議長を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、令和2年度北広島町決算認定関係11議案については、議長を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定いたしました。なお、決算審査特別委員会委員長に9番、伊藤淳議員、副委員長に5番、佐々木議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会委員長に9番、伊藤淳議員、副委員長に5番、佐々木議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第78号 北広島町過疎地域における固定資産税の課税免税に関する条例から

#### 日程第21 議案第80号 北広島町手数料条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第19、議案第78号、北広島町過疎地域における固定資産税の課税免税に関する条例から、日程第21、議案第80号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例までの3議案を一括議題とします。以上、3議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第78号から議案第80号につきまして一括して概要を説明します。議案集17ページをお願いします。議案第78号、北広島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について説明します。本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関

する特別措置法が公布されたことに伴い、条例の制定について町議会に提案するものです。議案集の20ページをお願いします。議案第79号、過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例について説明します。本案は、北広島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定のため、条例廃止について町議会に提案するものです。議案集の22ページをお願いします。議案第80号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 議案第78号、北広島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について、税務課からご説明いたします。この条例案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法が令和3年4月1日から施行されたことに伴い、旧過疎法に基づく町の固定資産税の課税免除に関する条例に代わり、免除対象や内容を拡大拡充し、新たに条例を制定するものでございます。具体的な拡大拡充内容としては、業種に情報サービス業等を追加し、取得価格要件を500万円まで引下げ、取得、または製作、もしくは建設を免除対象とするものでございます。ご審議、採決のほどよろしくご説明いたします。続きまして、議案第79号、過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の過疎地域の課税免除に関する条例を廃止する条例について、税務課から説明いたします。この条例案は、先ほどご説明しましたとおり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法が令和3年4月1日から施行されたことに伴い、新たに町の固定資産税の課税免除に関する条例を制定し、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる旧過疎法に基づく条例を廃止するものでございます。ご審議、採決のほどよろしくご説明いたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議案第80号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例について、町民課よりご説明申し上げます。議案集の22ページをお願いします。この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収事務を地方公共団体情報システム機構が行うことができるとの規定が令和3年9月1日に施行されたことに伴い、本町条例での徴収の規定が不要となったためです。9月1日以降の発行手数料の取扱いについてですが、地方公共団体情報システム機構と委託契約を締結し、町が徴収事務の委託を受けております。窓口で徴収した手数料は歳入歳出外現金として預かり、年度ごとに取りまとめて情報システム機構に納付することになります。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくご説明いたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、3議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第81号 北広島町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（湊俊文） 日程第22、議案第81号 北広島町過疎地域持続的発展計画の策定について

を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集の25ページをお願いします。議案第81号、北広島町過疎地域持続的発展計画の策定について説明します。本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、本町の総合的かつ計画的な対策を実施するために必要である北広島町過疎地域持続的発展計画を策定するため、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 議案第81号、北広島町過疎地域持続的発展計画の策定について、財政政策課からご説明いたします。新たに総合的かつ計画的な対策を実施するための過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行され、同法第41条の規定に基づき、本町は過疎地域とされました。地域の自立に向けて過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上の実現を目指し、北広島町過疎地域持続的発展計画を策定するものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第23 議案第82号 町道の路線の認定について

○議長（湊俊文） 日程23、議案第82号、町道の路線の認定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集27ページをお願いします。議案第82号、町道の路線の認定について説明します。本案は、官民連携による宅地開発事業推進のため、町道終点を変更し、認定するため、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 議案第82号、町道の路線の認定について建設課からご説明申し上げます。議案書27ページをお願いいたします。お手元に配付いたしました議案第82号の説明資料と併せてご覧ください。上段に位置図、下段に路線の略図を示しています。路線番号33295、町道下頼信4号線ですが、北広島町有田字中頼信地内で行われました官民連携の宅地開発事業により、終点から41.1m、町道中頼信南線に開設されたことに伴い、終点の位置並びに延長を変更するものです。それぞれ変更前後の起終点地番並びに延長は記載のとおりです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。暫時休憩いたします。11時5分再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 55分 休憩

午前 11時 05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第83号 令和3年度北広島町一般会計補正予算（第6号）から

日程第32 議案第91号 令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 再開します。日程第24、議案第83号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第6号から、日程第32、議案第91号、令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号までの9議案を一括議題といたします。以上、9議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは令和3年度補正予算の概要について一括して説明します。別冊の令和3年度補正予算書をお願いします。議案第83号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第6号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3100万円を追加し、予算の総額を148億1800万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、新型コロナワクチン接種事業や地域経済活性化及びコロナ対策としてキャッシュレス推進事業などを計上しております。なお、人件費につきましては、4月の人事異動などによる各会計間、予算科目間での所要の調整を行っております。また、地方債補正は、第2表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第84号、令和3年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1100万円を追加し、予算の総額を19億8300万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、財政調整基金への積立及び人事異動による職員給与費の調整などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第85号、令和3年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ910万円を追加し、予算の総額を7億310万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、千代田浄化センターの設備修繕などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第86号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、予算の総額を3億7640万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、処理場の設備修繕及び消費税、地方消費税の追加などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第87号、令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2700万円を追加し、予算の総額を30億1600万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、国県交付金等の返還金及び人事異動による職員給与費の調製などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第88号、令和3年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1350万円を追加し、予算の総額を1億200万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、基金積立金などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第89号、令和3年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万円を追加し、予算の総額を240万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、基金積立金を計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第90号、令

和3年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、予算の総額を2億350万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、人事異動による職員給与費の調整などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第91号、令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1750万円を追加し、予算の総額を5億9050万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、消費税及び地方消費税額の追加などを計上しております。以上、各会計の詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 議案第83号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第6号につきまして、財政政策課からご説明いたします。事前に配付しております資料の令和3年度9月補正予算の概要及び主要施策をご覧ください。今回、一般会計の補正額は4億3100万円の増額補正で、補正後の予算額は148億1800万円となります。主な内容といたしまして、コロナ対策として地域経済活性化キャッシュレス推進事業、新型コロナワクチン接種事業の追加などでございます。下段は、一般会計、特別会計の当初予算からの補正の状況を掲載しております。裏面をご覧ください。9月補正における主要施策を第2次北広島町長期総合計画に掲げる5つの施策分野ごとに掲載しております。表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。Ⅰ、みんなで創造する実りと活力のあるまちでは、コロナ対策として地域経済活性化キャッシュレス推進事業に2833万5000円、観光事業者及び体験施設利用に対する支援事業に1500万円の追加などを、Ⅱ、誰もが愛着を持って暮らせるまちでは、豊平中学校における特別支援学級設置に向けた改修事業に1360万円、吉川元春館跡の老朽化に伴う屋根修繕に151万5000円の追加などを、Ⅲ、心身ともに健やかで安心して暮らせるまちでは、新型コロナワクチン接種事業に2438万7000円の追加を、Ⅳ、安らぎと便利さを感じられるまちでは、千代田トンネル修繕工事に3000万円、道路維持補修作業等委託料2416万6000円の追加などを、Ⅴ、住民と行政が一体となって未来を創造するまちでは、ふるさと寄附金事業822万7000円の追加を計上しております。この一覧表中に※を付記しております事業につきましては、事業目的、事業概要などの説明資料を添付しております。次に、別冊の補正予算書の第2表をご覧ください。地方債補正を目的別に計上しております。臨時財政対策債の借入限度額の確定に伴う調整や災害復旧事業債、一般単独事業、過疎対策事業債の追加、辺地対策事業債の減額により、補正後の借入限度額を総額で11億2071万5000円とするもので、補正前より5671万5000円の増額となります。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議案第84号、令和3年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の人件費を9万6000円増額し、3503万5000円に、1款2項1目賦課徴収費の人件費を73万4000円増額し、1070万7000円とするものです。これらは人事異動に伴うものです。2款6項1目傷病手当金については、科目を新設するものです。5款3項1目総合保健施設事業費の人件費を242万9000円減額

し、2793万4000円とするものです。これは人事異動に伴うものです。次のページ、3ページ、4ページをお願いいたします。6款1項1目財政調整基金積立金については、1159万8000円増額し、1173万2000円とするものです。8款1項1目一般被保険者保険税還付金については、100万円増額し、317万7000円とするものです。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。3款1項1目保険給付費等交付金については、59万8000円減額するものです。内訳については、普通交付金を100万1000円増額し、特別交付金を159万9000円減額するものです。5款2項1目財政調整基金繰入金については、1894万9000円減額し、16万9000円とするものです。6款1項1目その他繰越金については、3054万7000円増額し、3054万8000円とするものです。歳入歳出とも1100万円増額し、補正後の額は19億8300万円となります。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） 議案第85号、令和3年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号について、上下水道課からご説明申し上げます。補正予算書、歳出事項別明細書1、2ページをお願いします。歳出、2款1項1目下水道新設費を37万1000円の増額、2款1項2目下水道管理費を879万1000円の増額、4款1項1目予備費を6万2000円減額し、合計910万円の増額をお願いするものでございます。下水道施設費の下水道新設費37万1000円の増額でございますが、これは人事異動による職員給与費の補正でございます。次に、下水道管理費でございます。下水道管理事業の事業費782万9000円の増額でございますが、これは千代田浄化センターのチャッキ弁、水位計、薬液供給ポンプをはじめとした機械器具等の経年劣化による修繕と、大朝地域新庄処理区内のマンホールポンプの修繕を行うものでございます。工事請負費の60万円の増額については、マンホールの周辺の舗装修繕工事を行うものでございます。職員給与費36万2000円の増額は人事異動による補正でございます。これに予備費6万2000円の減額を合わせまして、歳出合計910万円の増額をするものでございます。また、これに対する歳入でございますが、1ページ戻っていただきまして、歳入事項別明細書1、2ページをお願いします。歳入、4款1項1目一般会計繰入金を26万8000円の減額、5款1項1目繰越金を936万8000円増額し、合計で歳出と同額の910万円の増額をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。続いて、議案第86号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について、上下水道課よりご説明申し上げます。補正予算書、歳出事項別明細書1、2ページをお願いします。歳出、1款1項1目一般管理費を314万4000円減額、2款1項2目農業集落排水管理費を720万2000円の増額、4款1項1目予備費を5万8000円減額し、合計400万円の増額をお願いするものでございます。総務管理費の一般管理費509万5000円の減額でございますが、これは人事異動に伴います職員給与に係る減額でございます。一般管理事業の公課費195万1000円の増額は、令和3年度中に支払う消費税及び地方消費税の納付額が確定したことによるものでございます。次に、農業集落排水管理費でございます。農業集落排水管理事業の需用費460万2000円の増額でございますが、これは壬生処理区の汚泥引抜弁及び汚泥移送ポンプの経年劣化により故障した修繕を行うものと、各ポンプ施設の異常を知らせる通報装置の取替えを行うものでございます。工事請負費260万円の増額は、

南方地区において行われる橋りょう工事に伴う下水管渠の移設工事を行うものでございます。これに予備費5万8000円を減額し、歳出合計400万円の増額をするものでございます。また、それに対する歳入でございますが、1枚戻っていただき、歳入事項別明細書1、2ページをお願いします。歳入、4款1項1目一般会計繰入金を174万円の減額、5款1項1目繰越金を574万円増額し、合計で歳出と同額の400万円の増額をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第87号、令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号について、保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目一般管理費について90万2000円増額するものです。これは、介護保険システム改修委託料となります。4款1項2目介護予防ケアマネジメント事業費については、財源更正のみとなります。4款2項1目一般介護予防事業費については、6万円を減額するものです。介護予防普及啓発事業に係る支援スタッフ1名の報償費を24万円増額し、地域住民グループ支援事業補助金を申請件数減により30万円を減額するものです。3ページ、4ページをお願いします。4款3項1目総合相談事業費を185万6000円、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費を3万3000円増額するものです。いずれも人事異動に伴う人件費の補正となります。7款1項2目償還金については1935万円を増額するものです。これは、前年度の事業費精算によるものでございます。7款2項1目一般会計繰出金については、401万円増額するものです。これは前年度の一般会計からの繰入金についての精算を行うものとなります。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目第1号被保険者保険料ですが、41万5000円増額するものです。これは、歳出の地域支援事業分の増額補正に伴うものでございます。3款1項1目介護給付費負担金ですが、292万円増額するものです。これは、国庫負担金の過年度分の精算になります。続きまして、3款2項1目調整交付金を4000円減額し、同じく2目地域支援事業交付金については、71万1000円増額し、3目介護保険関係システム改修費を22万2000円増額するものです。いずれも歳出の補正に伴うものとなります。次のページをお願いします。4款1項1目介護給付費交付金は、前年度の精算により3万1000円増額するものでございます。同じく2目地域支援事業支援交付金については、歳出の減額補正に伴い、2万1000円減額するものです。5款2項1目地域支援事業交付金については、35万5000円増額するもので、歳出の補正に伴うものとなります。7款1項一般会計繰入金は、107万3000円の増額補正でございます。2目のその他一般会計繰入金は、事務費分を68万円増額し、3目地域支援事業繰入金は37万3000円を、4目低所得者保険料軽減繰入金2万円を増額する法定負担割合の公費分となります。5ページ、6ページをお願いします。7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、357万4000円増額するものです。8款1項1目繰越金は1772万4000円増額するものです。以上で、保健課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議案第88号、令和3年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号について農林課からご説明申し上げます。電気事業特別会計予算事項別明細書の歳出、1ページ及び2ページをご覧ください。1款1項1目の一般管理費事業につきましては、人事異動に伴

います給与費等の補正を計上しております。次に、4款1項1目の電気事業基金費については、1523万6000円を増額し、3991万5000円とするものです。これは前年度からの繰越金等を今後の機械修繕等に備えまして積立てを行うものです。続いて歳入を説明いたします。前に戻っていただきまして、事項別明細書、歳入の1ページ及び2ページをご覧ください。4款1項1目の繰越金を1345万5000円増額し、1345万6000円とするものです。令和2年度事業の繰越金を計上するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 議案第89号、令和3年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号について、管財課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。歳出、2款1項1目財産管理基金費については、基金積立金として190万円を増額し、195万円とするものです。次に、1ページに戻っていただき、歳入の1款2項1目財産売払収入ですが、4000円増額し、5000円とするものです。これは立木売払収入となるものです。3款1項1目繰越金については189万6000円増額し、189万7000円とするものです。以上で、管財課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第90号、令和3年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号について保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目一般管理費については、235万2000円増額するものです。これは、雄鹿原診療所の会計年度任用職員の報酬を92万円増額し、ワクチン休日接種に係る報償費を140万6000円を増額するほか、職員給与費等の人件費の調整になります。2目訪問看護事業費は9万4000円増額するもので、職員給与費等の人件費の調整となります。戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款2項1目諸検査等収入を140万6000円増額するものです。これは、新型コロナウイルスワクチン休日接種の上乗せ分となります。3款1項1目一般会計繰入金ですが、611万2000円を減額するものです。これは、歳出で説明しました職員の人件費によるものとなり、4款1項1目繰越金を720万6000円増額することによるものになります。それぞれ3診療所の内訳は、2ページの記載のとおりとなります。以上で、保健課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議案第91号、令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号について総務課からご説明申し上げます。歳出事項別明細書をお開きください。1款1項1目一般管理費につきましては、令和2年度の消費税納付額が確定したことによるもので、593万5000円の増額補正を行うものです。2款1項1目情報化敷設管理費につきましては、増幅器などの伝送路の部材費として119万8000円、及び伝送路移転に伴う保守委託料として1036万7000円を計上し、合わせて1156万5000円の増額補正を行うものです。歳入事項別明細書をお開きください。歳入につきましては繰越金の計上と一般会計からの繰入れを行うものです。以上、総務課からご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。補正予算関係9議案につきましては、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

○議長（湊俊文） 日程第33、諮問第2号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。
本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集のほうの29ページをお願いします。諮問第2号、人権擁護委員の推薦について説明します。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の方を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したいので、町議会の意見を求めるものです。候補者の住所、氏名を申し上げます。広島県山県郡北広島町中原1388番地 山本明子さんです。よろしくお願いをいたします。

○議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。諮問第2号、人権擁護委員の推薦については、山本明子さんを適任とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦については適任とすることに決定いたしました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、9月8日午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしくお願いをいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 43分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~